



## 公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和元年7月29日

長野県知事 阿部守一

### 1 施設の概要等

#### (1) 名称

長野県飯田創造館

#### (2) 所在地

長野県飯田市小伝馬町1丁目3541-1

#### (3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

#### (4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構造	鉄筋コンクリート造地上4階建
敷地面積	2,377.36㎡
延床面積	2,411.35㎡
主な施設	学習室等（長野県飯田創造館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

### 2 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。（詳細は、募集要項及び長野県飯田創造館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）

#### (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

#### (2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務

#### (3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務

#### (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務

#### (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

### 4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

#### (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

#### (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

#### (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。

#### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。

#### (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

#### (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 5 応募の手続

#### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県県民文化部文化政策課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/kensei/soshiki/soshiki/kencho/bunka/index.html>）からダウンロードできます。

#### (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部文化政策課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

#### (3) 受付期間

令和元年8月23日（金）から9月17日（火）正午まで

### 6 現地説明会の開催

長野県飯田創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

#### (1) 日時

令和元年8月8日（木）午後1時30分から

#### (2) 場所

長野県飯田創造館

#### (3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、令和元年8月6日（火）までに、所定の用紙により長野県県民文化部文化政策課へ申し込んでください。

### 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

### 8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部文化政策課（電話 026 (235) 7282）にお問い合わせください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和元年7月29日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
上松町	平成19年から平成24年まで	地籍簿及び地籍図	上松町大字荻原の一部	令和元年7月23日
飯綱町	平成29年から平成30年まで	地籍簿及び地籍図	飯綱町大字赤塩の一部	令和元年7月23日

農地整備課

公告

県営辰野竜東地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年7月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営辰野竜東地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和元年7月30日から令和元年8月27日まで
- 3 縦覧の場所  
上伊那郡辰野町役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年7月29日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 許可番号  
平成31年3月20日 長野県長野建設事務所指令30長建第119-13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市臥竜6-3-56
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市権堂町2201  
長野電鉄株式会社 代表取締役 笠原 甲一

都市・まちづくり課

公告

令和2年度（2020年度）長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

令和元年7月29日

長野県教育委員会

- 1 採用予定の実習助手の種別・募集人員

種 別	選考区分	募集人員
農業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
工業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
理科の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	

- 2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

- (1) 一般選考 昭和35年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和2年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)  
若年者選考 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和2年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 身体に障がいのある人の受験にあたっては、配慮を行います。  
身体に障がいのある人の受験にあたっては、障がいの種類や程度に応じて、文字・用紙の拡大、手話通訳によるコミュニケーション、試験時間の延長、試験会場・座席の配慮等、支障なく受験できるように努めますので、希望する配慮の内容について申込用紙に記入して下さい。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。  
ア 成年被後見人又は被保佐人

- イ 禁錮以上の刑に処せられた者  
 ウ 長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 エ 日本国憲法施行日(昭和22年5月3日)以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 受付期間及び提出先

## (1) 受付期間

令和元年8月23日(金)から9月2日(月)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

なお、郵送による場合は、9月2日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

## (2) 手続

## ア 提出するもの

4の申込書類

## イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話番号 026-235-7430 内線4358

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

(封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。)

## 4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)  
 (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書  
 (3) 最終学校における学業成績証明書(親展扱いとすることとします。)  
 (4) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)  
 (5) 返信用の封筒(長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの>を用い、あて先及び氏名を明記し、94円切手をはったもの)  
 (6) 最終学校における就職者用調査書(令和2年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとすることとします。)

## 5 選考

選考は、次の要領で行います。(共通)

選考順序	期日	会場	対象者	選考内容及び方法	備考
第1次選考	令和元年9月21日(土)	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文	試験の時間等は受付期間終了後本人に通知します。
第2次選考	令和元年10月28日(月)	長野県庁	第1次選考合格者	面接	期日等は第1次選考合格者に通知します。

## 6 選考結果の通知

## (1) 通知の時期

第1次選考の結果は10月中旬、第2次選考の結果は11月下旬に通知します。

## (2) 通知等の方法

## ア 第1次選考結果

(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。

(4) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。

(9) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。

## イ 第2次選考結果

合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

## 7 その他

(1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書し、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒角形2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル)を同封してください。

なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に開示請求ができるものとします。

## ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

## イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

## ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

(3) 提出された書類は、一切返却しません。

(4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りができます。

(5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和元年7月29日

長野県公安委員会

## 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務(1級)	令和元年11月9日(土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

## 2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区 分	科 目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務対象施設における保安に関する こと。 (4) 施設警備業務の管理に関すること。 (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生 した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 警備業務対象施設における保安に関する こと。 (2) 施設警備業務の管理に関すること。 (3) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生 した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和元年9月2日(月)から令和元年9月3日(火)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和元年10月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明す

る書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者には、次に掲げる書類

(7) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し

(4) (7)の合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)

エ 4の(2)に該当する者には、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年7月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月8日(日)	午前10時から午後6時まで	松本会場	東筑摩郡山形村2040番地1山形村農業者トレーニングセンター	60名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年7月29日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

生活安全企画課

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月4日(水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎	60名
9月11日(水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字沢 底字山寺山 長野県営総合射撃場	60名
9月18日(水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777 番地1 安茂里公民館	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。